

平成 29 年 10 月 16 日

企業会計基準委員会御中

(一社) 日本民営鉄道協会

**企業会計基準公開草案 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」
に関するコメント**

貴委員会から平成 29 年 7 月 20 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

(質問 3-1 について)

履行義務の充足による収益の認識に関して、鉄道業における具体例として、定期乗車券による旅客運輸収入が該当します。現行においても、1 日 1 往復をするものとして月割計算し、一定の期間にわたり収益を認識する会計処理となっており、翌期に役務の提供が行われると算定した金額は前受運賃(前受収益)として計上するため、大きな問題はありません。しかし、定期乗車券は有効開始日以前から発売しているため、発売日と有効開始日が一致せず期を跨る場合(※)もあります。前受運賃の計上金額の算出方法は、発売日を基準とする方法、有効開始日を基準とする方法があり、発売日と有効開始日が期を跨る場合には差異が生じるが、従来どちらも合理的な見積り方法として認められています。仮に発売日を基準とする方法が認められない場合、現行において両者の差異について重要性が乏しいことを理由として発売日を基準とする方法を採用しているケースでは、他社との連絡精算の仕組みの見直し、追加のシステムの開発が必要になるなど、影響を受ける可能性があります。

(※)多くの鉄道事業者において、「継続定期」の場合、有効開始日の 14 日前から発売しています。例：4 月 1 日から有効開始となる定期券を 3 月 18 日から発売

以上